

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件沖縄出入域関係(I) (出入域許可他)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 領事問題, 米民政府, 日本旅券, 日本国旗掲揚, 船員手帳, 国際航空乗員証明書, 米民政府 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43389

貿易外支払の自由化



経総合第271号

昭和35年2月11日

稲俣 隆 業 務 課 長

外 務 大 臣

貿易外支払の自由化に関する件

1月19日付経総合第107号をもつて概要
通報した本件に関し、自由化を予定されていた
貿易外支払の各項目の実施期日及びその細目が、
今般大蔵、通産両省からそれぞれ、その所管事
項につき省令、告示等をもつて発表された。

上記の自由化措置は、各事項の自由化の程度
に応じて、(1)制限免除(何等の許可も要せず自
由に外貨を購入又は送金できる)(2)為替銀行限
りの承認(申請書類を必要とせず、為替銀行に

必要な証ひよう、資料を呈示すれば直ちに外貨を
購入又は送金できる)の包括的許可(役務契約
についてあらかじめ許可を得ておくか、あるい
は経常的経費について全事務所分を一括して申
請し包括的許可を得ておけば、その金額の範囲
内において各社は自主的にこれを配分送金でき
る)(3)許可は要するが、外貨割当額を引上げ又
は対象を拡大したもの等に分けられており、ま
た、報告書提出の簡素化を規定している。

本措置の大要は下記のとおりである。

(関係省令及び告示については別添参照)

記

1. 大蔵省所管分

2月6日付省令、告示及び日銀あて通牒を
もつて2月8日から次のとおり実施すること
を発表した。

(1) 運輸関係

(1) 移民、沖縄渡航者、外国政府のギアラ
ンティによる渡航者等の運賃の支払は、

告示第21号前段(第1号の(1)の1の1
中云々の項)及び告示第25号のとおり
制限免除となる。(客年12月16日付
経総合第2259号付属大蔵省告示第2
31号参照)

(ロ) 本邦の船会社または航空会社が外国に
代理店を委嘱する行為、通常の業務に伴
う経費の送金及びこれらの経費の海外支
店との貸借記については、告示第21号
のとおり制限免除となる。

(ハ) 外国の船会社または航空会社が通常の
業務に伴う経費の送金を告示第22号の
とおり制限免除とするとともに、外国に
ある本社と貸借記し得る事項を告示第2
2号のとおり拡大する。

(ニ) 船会社または航空会社が、渉外業務に
ついて提出する報告を大巾に簡素化し、
省令第4号のとおり4半期に一度合計額
について報告すればよいこととする。

(ホ) 漁業会社が行う漁業に伴う船舶経費等
の送金は、その契約についてあらかじめ
許可を受けておけば、為銀限りの承認で
よいこととする。(日銀への通牒による)

(2) 保険関係

保険会社が、渉外業務について提出する
報告を大巾に簡素化し、省令第4号のと
おり4半期に一度合計額について報告すれば
よいこととする。

⑨(3) 海外渡航

- (イ) 琉球に渡航する者 (但し200ドルまで) は告示第25号/の(1)のとおり、国又は地方公共団体からの支出金により渡航する者 (その支出金の全額) は告示第25号/の(2)のとおり、それぞれ何等の許可を要せず、旅券を為替銀行に提示すれば自由に外貨を購入することができる。
- (ロ) 上記(イ)に掲げるものを除き、一般渡航者に対する滞在費の割当基準は従来4区分に細分 (最上位30ドル) されていたのを改め、1日当り35ドル以内 (学生及び未成年者は20ドル以内) であれば申請金額どおりの外貨割当を行うこととする。(日銀あて通牒による)
- (ハ) 特別外貨資金による渡航については、渡航期間120日を超えるものは、日本銀行の許可を受ける必要があつたが、120日を超え、180日までのものについても1

20日以下のものと同様、為替銀行の承認のみでよいこととし、この場合の滞在費の割当も一般渡航と同様1日35ドル以内とする。

なおこれに伴い、滞在費のほか認められていた1日当り5ドルの通信費の外貨割当は廃止する。(日銀あて通牒による)

- (ニ) ギャランティ渡航者のうち、外国政府、地方公共団体、国連及び外国にある教育研究施設等に滞在費の保証 (所謂ギャランティ) を受けて渡航する者は、告示第25号/の(3)のとおり、ギャランティを受けることについては許可を要しないこととし、また200ドルまでの着後雑費も旅券を提示すれば、自由に購入出来ることとする。

- (ホ) 上記(ニ)以外のギャランティ渡航者は、現在通りギャランティを受けることについては許可を要するが、許可を受けた者に認められる着後雑費の割当基準は現在の50ドルから200ドルに引上げることとする。(日銀あて

通牒による)

(4) 外国投資収益

(イ) 戦前取得株式の配当金の送金

非居住者が戦前に取得した株式、連合国財産であつた株式で戦後回復したもの(無償等を対価として回復したもの)及びこれらに無償交付された株式の配当金は、告示第28号のとおり、配当金の支払開始日(支払開始日が2月7日以前の場合は2月8日)以後3カ月以内に必要な資料を為替銀行に呈示すれば直ちに外貨送金することが出来るものとする。

(ロ) 戦前取得円貨国債及び地方債の元利金の送金。

非居住者が戦前に取得した円貨国債及び地方債の元利金は、告示第28号のとおり、元利金の支払開始日が2月7日以前の場合は2月8日)以後3カ月以内であれば為替銀行の窓口限りで送金できるものとする。

(イ) 認定制による認定を受けた株式の配当金の送金。

認定制による主務大臣の認定を受けた株式の配当金は、告示第29号の1のとおり、外資法による認可を受けたものの送金に関する手続に準じ、為替銀行限りで送金できるものとする。

(ロ) 技術援助の対価

認定制による主務大臣の認定をうけた技術援助契約の対価は告示第29号の2のとおり、外資法による認可を受けたものの送金に関する手続に準じ、為替銀行限りで送金できるものとする。

(6) その他の役務

(1) 外国図書版権料の送金は告示第25号の2の(2)のとおり制限免除とする。

(2) 銀行手数料の送金は告示第24号の5のとおり、制限免除とする。

(3) 新聞社、放送局等のニュース、ニュース・フィルム等の購入費用の送金は告示第25号の2の(1)のとおり制限免除とする。

(4) レコードの版権使用料及び広告宣伝に関する費用の送金は、その契約についてあらかじめ許可を受けておけば為替銀行限りで送金できるものとする。

(日銀あて通牒による)

(7) 無償取引

(1) 在外親族の生活費にあてるための送金(但し、送金者1人につき3カ月間に100ドル)及び慶弔金、見舞金及び寄付金(但し、1件10ドルまで)は客年告

示第252号及び告示第24号前段のとおり、その許可対象が拡大される。

(2) 移民関係機関の補助金の送金は、告示第25号2の(3)のとおり、制限免除とする。

(3) 計画移民の持出金(但し、一世帯につき5,000ドルまで)は告示第25号の1の(6)のとおり制限免除とする。

(4) 連合国財産補償金及び返還金の送金は、告示第24号の6のとおり、制限免除とする。

(8) 短期資本取引(非居住者預金解除資金)

三国委員会勸定の送金(戦後在日ドイツ財産を処分した代金-英、米、仏三国の所有)は告示第24号の7のとおり、制限免除とする。

(9) 商品取引関係

個人的使用にあてられるものの送金は、(医薬品等の購入代金)3カ月間に10ド

ルを限度として、告示第24号前段のとおり、制限免除とする。

(10) 海外投資関係

居住者の非居住者に対する技術援助に関する役務の提供は、告示第27号のとおり、直接必要な経費を立替払するものを除き、非居住者から相当な対価を受領する限り制限免除とする。

(11) 商社交互計算制度対象商社の拡大

交互計算制度は、従来本邦に本店を有する商社34についてのみ許可されているが、これを海外に支店を有するすべての商社に認めるものとする（日銀あて通牒による）

(12) 駐在員事務所経費の送金の緩和

海外駐在員事務所の経費の外貨割当基準を派遣員の給与については月800ドル以内、家族手当については月400ドル以内に、また、事務所経費については月500ドルのほか派遣員1名ごとに月300ド

ルを加算した金額以内にそれぞれ引上げるとともに、経常的経費については、全事務所分を一括して申請せしめ、日銀限りで包括的に許可を与え、その金額の範囲内において各社は自主的にこれを配分することができるものとする（日銀あて通牒による）

(13) 上記諸事項を実施するための省令、告示の実施に伴って省令第2号、同第3号、告示第23号、26号、30号が改廃された。

2. 通産省所管分

2月3日付告示をもつて2月15日から次のとおり実施することを発表した。

(1) 運輸関係

(イ) 貨物の運送契約（輸出貨物及び鉄鉱石、ラワン材を除くAA輸入貨物の/航海に係るものに限る）は告示第46号の1及び2のとおり、制限免除とする。

(ロ) 輸出貨物運賃（/航海に限る）及び輸入貨物運賃（AA貨物であつて鉄鉱石、ラワン材以外のもの、/航海に限る）の支払は告示第47号の1及び2のとおり、為替銀行の承認のみでよいこととする。

(2) 保険関係

(イ) 積荷保険契約（輸出入全物資の/航海に係るものに限る）は告示第46号の3のとおり制限免除とする。

(ロ) 積荷保険料（輸出入全物資）の支払は、告示第47号の3のとおり為替銀行の承認のみでよいこととする。

(3) 貿易付帯経費

(イ) 代理店契約および仲介契約（定率条件で5%以下のものに限る）は告示第46号の4のとおり制限免除とする。

(ロ) 代理店手数料および仲介手数料の支払（定率条件で5%以下のものに限る）は告示第47号の4のとおり為替銀行限りの承認でよいこととする。なお、代理店等の役務契約について許可証を得た者が数回にわたり送金しようとするときは、送金の都度通産省の事前確認を要したが、これを銀行限りの確認で自動的に送金し得ることとする。

次に

(イ) 鉱業権に関する手数料の支払は、告示第47号の5のとおり

(三) 工業所有権に関する手数料等は、告示第47号の6のとおり

(四) 保管料等（輸出又は輸入に係る保管料、検査手数料、鑑定料、領事査証料、港湾補給もしくは港湾荷役に係る経費滞船料または早出料）は告示第47号の7のとおり。

それぞれその支払は為替銀行限りの承認でよいこととする。

(五) クレーム関係

解約金（1,000ドル以下のもの）
輸出の調整金（エスカレーション条項
つきの契約による1,000ドル以下の
もの）、輸入の調整金（エスカレーシ
ョン条項および揚地ファイナル条項つ
きの契約による1,000ドル以下のも
の）過剰受領金（1,000ドル以下の
もの）等は、それぞれ告示第47号8.
9.10.11.のとおり、その支払は為替

銀行限りの承認でよいこととする。

(六) 短期資本取引

(イ) 入札および契約保証（信用状又は銀行保証状により保証を行う場合であつて10%以下のものに限り）は、告示第45号のとおり制限免除とする。

(ロ) 入札保証金等（入札または契約保証金を支払う場合であつて入札または契約金額の10%以下のもの）の支払は、告示第47号の12のとおり、為替銀行の承認のみでよいこととする。

添付書類

別添第1. 大蔵省発表「貿易外支払の自由化について」（2月4日付通商弘報）

別添第2. 「貿易外支払の自由化に伴う大蔵省、省令、告示の改正」（2月6日付通商弘報）

別添第3. 通産省発表「貿易外支払の自由化措

置について」及びこれに伴う通産省告示等（2月3日付通商弘報）

別添第4 昨年/2月28日付大蔵省告示第252号、253号、254号（昨年/2月28日から実施されているもの）

付属物添付

本信送付先 各在外公館長

（国連、リマ、ロンドン、ヴァチカン、ジャカルタを除く）